

風俗営業の許可を受ける方へ

愛知県警察本部保安課
愛知県警察署

風俗営業の営業制限地域と距離規制

都市計画法に基づく
用途地域

営業種別

1号 料理店・
社交飲食店*1

2号 低照度飲食店*2

3号 区画席飲食店*3

4号 マージャン店・
パチンコ店等*4

5号 ゲームセンター等
*5

深夜における
酒類提供飲食店営業*6

営業制限地域

第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住居一専用地域	住居二専用地域	住居一専用地域	住居二専用地域	その他の地域
-----------	-----------	---------	---------	---------	---------	--------

不許可

許可

ただし、
右の距離
規制を受
けます。

営業禁止

営業可能

距離規制

商業地域外		商業地域		
学校(大学以外) *7 幼保連携型 認定こども園 *8	保育所 *9 病 院 所 有 床 診 療 所 *10	学校(大学以外) 幼保連携型 認定こども園	保 育 所 病 院 所 有 床 診 療 所	指 定 繁 華 街
100m	50m	70m	30m	距離 規制 なし
70m	30m	50m		
4号・5号の3か月以内の期間営業 30m				

千種区
今池地区、
中区栄地
区、錦三
丁目地区
で条例で
定める
区域

- *1 客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- *2 営業所内の照度を10ルクス以下として営むもの
- *3 他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5㎡以下である客席を設けて営むもの
- *4 客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- *5 本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができる遊技設備を備える店舗その他これに類する区画された施設において客に遊技をさせる営業
- *6 深夜における酒類提供飲食店営業は、風俗営業ではありませんが届出をする必要があります。
- *7 学校教育法第1条で定められる学校で幼稚園を含みます。
- *8 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律で定められる幼保連携型認定こども園
- *9 児童福祉法で定められる保育所
- *10 医療法で定められる病院又は患者を入院させるための施設を有する診療所

- ※ 業種及び営業場所により、営業時間の制限を受けます。
- ※ 建築基準法及び消防法による規制がありますのでご注意ください。
- ※ 営業所の一部が規制地域にかかっている場合は許可になりません。
- ※ 風俗営業の許可の基準には、このほか「営業者に関する基準」、「営業所の構造・設備に関する基準」があります。
- ※ この資料は、平成27年6月24日に公布された改正風営法の内容です。改正にご注意下さい。